

体育館利用料の見直しの考え方について

1. 総合体育館改修工事の目的及び進捗状況

総合体育館改修工事は、利用者のサービス向上や災害時の指定福祉避難所として、避難者の体調管理等の対策を目的として、空調設備工事を中心に、トイレ改修工事、エレベータ改修工事と共に進めております。

また、工事の進捗状況いたしましては、令和 5 年度末でトイレ改修工事とエレベータ改修工事が完了し、空調設備工事につきましても、令和 7 年 4 月 1 日再オープンに向けて、順調に進んでおります。

トイレ・エレベータ改修工事



2. 新設する空調設備の特徴

今回の改修工事において第 1 体育室及び第 2 体育室に設置される空調は、「ガスエンジンヒートポンプ方式 (GHP) 除湿型放射冷暖房空調方式」というものを採用しております。この方式の特徴としましては、体育室内に輻射パネルを設置し、そこで熱交換や除湿を行います。空調効果が非常に高く、除湿効果も見込めます。また、通常の空調設備とは違い気流が発生しないため、バドミントン競技や卓球競技の際にも影響がないため、競技種目に関わらず空調設備の運転が可能になるなど、多くのメリットがあります。

輻射パネル（設置例）



3. これまでの利用料の経過

体育館利用料につきましては、平成元年の総合体育館竣工後、消費税増税に併せて平成26年、令和元年に利用料を改定しており、平成26年は従前の利用料を約3%、令和元年には更に2%を増額する改正に留まっております。

一方で、平成元年以降、人件費や水道光熱費等は軒並み上昇しており、体育館の維持管理費等も同様に上昇してきましたが、それらの影響を受けた利用料改定は行っておりません。

その結果、次表にも示すように周辺自治体の体育館利用料との乖離も大きくなっており、近年の激しい社会情勢にも対応可能な利用料改定の仕組みづくりが必要となっております。

また、現在設置している空調設備の運用に係るコストについても併せて検討が必要となります。

周辺自治体の体育館利用料

1時間あたり

施設名	バスケットボール(1面)	バレーボール(1面)	1㎡あたり	空調設備(別料金)
総合体育館	733円 (1/3面)	733円 (1/3面)	1.02円	
市体育館	206円 (1/2面)	206円 (1/2面)	0.44円	
秩父宮記念体育館 (藤沢市)	2,400円 (1/2面)	2,400円 (1/2面)	2.68円	
秋葉台文化体育館 (藤沢市)	2,140円 (1/2面)	2,140円 (1/2面)	3.07円	
シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川町)	1,400円 (1/2面)	1,400円 (1/2面)	1.72円	冷房8,000円 暖房10,000円
トッケイセキュリティ平塚総合体育館(平塚市)	1,350円 (1/2面)	900円 (1/3面)	1.56円	空調7,200円
サンライフアリーナ(平塚市)	1,100円 (1/4面)	1,100円 (1/4面)	1.26円	空調4,100円

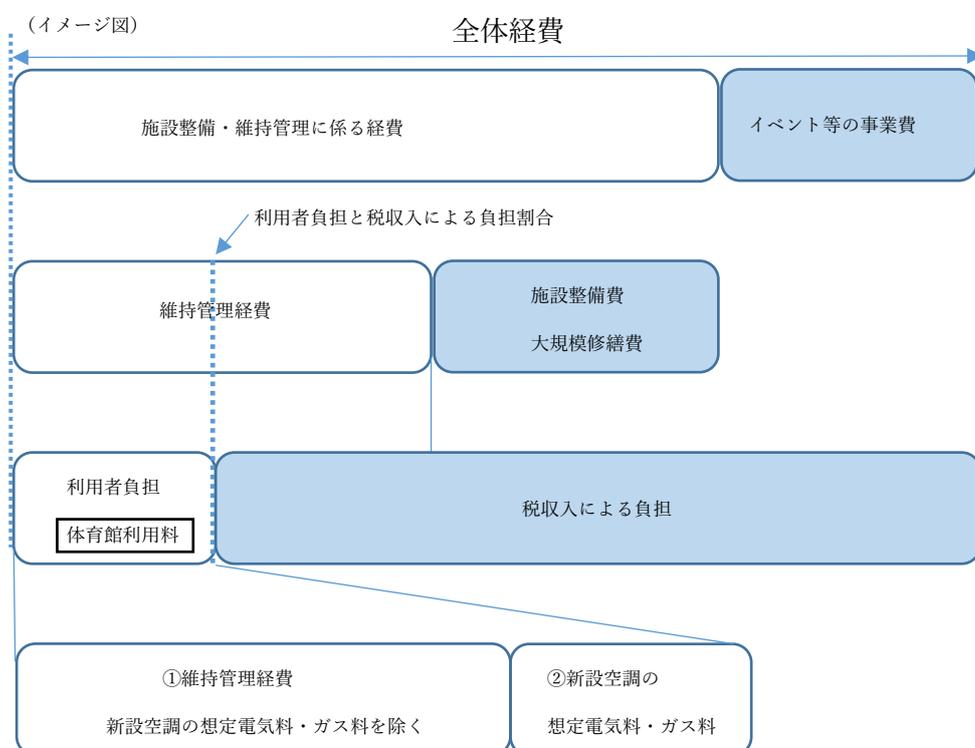
4. 今後の施設運営について（検討テーマ）

現在施工中の空調設備につきましては、夏場の猛暑の時期にも高齢者や子供たちにスポーツを安心して楽しんでいただくための熱中症対策や冬場の寒さに起因したケガ予防対策等を目的に設置しております。以前より設置要望も多く寄せられていた空調設備ですが、設備の最有効活用と設置目的の両方を達成するためには、施設管理者が、年間通じた適正な温度や湿度の管理を行うことにより、安全で快適なスポーツ環境を提供できることから、それらを目指した施設運営を検討しております。

5. 利用料改定の基本的な考え方

利用料の改定につきましては、茅ヶ崎市の公の施設の利用料見直しの方針に従い、進めます。その中で受益者負担の適正化や利用料算定基準の明確化等が求められているため、体育館利用料の算定方法や今後の見直しに対する考え方をまとめます。

体育館利用料の算定の考え方については、下記（イメージ図）に示すのとおり、施設整備費を除く、維持管理経費の内、維持管理経費の全てを利用者負担とするのではなく、一部を税収入による負担、一部を利用者負担とします。税収入による負担と利用者負担との割合については、今後、行政改革推進課と体育館の設置目的やサービスの性質等を考慮し決定します。



- ① 部分の経費は、施設全体の共通経費として各施設ごとの床面積で按分
- ② 部分の経費は、新設の空調設備がある施設ごとの床面積で按分

改定後の利用料の内訳

- ・新設空調設備（第1体育室、第2体育室、柔剣道場）の施設
 - ①の按分+②の按分
- ・それ以外の施設
 - ①の按分のみ

また、これまで1利用区分が3時間として、3時間の利用料を定めておりましたが、今後は1時間あたりの利用料を定め、施設ごとの特性に応じた利用時間を指定管理者と協議していきたいと考えております。

6. 市外料金の設定（検討テーマ）

従来、体育館の利用料については、市内、市外を問わず同一料金となっておりましたが、茅ヶ崎公園野球場など屋外体育施設を市外の方が利用する場合、加算利用料金（基本料金の額の1.5倍）を設定しているのと同様に、体育館についてもスポーツを楽しむ市民の方々に快適な空間を提供し、活動が継続できるようにするため、市外料金の設定を検討しております。なお、トッケイセキュリティ平塚総合体育館などは、市外は市内料金の2倍となっており、1.5倍から2倍程度が一般的な料金となっております。

7. 利用料改定の見直しの時期

また、今後の料金改定に対する考え方については、維持管理経費の人件費や水道光熱費等が令和6年度と大きく乖離（10%程度）する状況が発生した場合に実施したいと考えております。

8. 経過及び今後のスケジュール

令和5年9月	利用者アンケート
令和6年6月	スポーツ推進審議会
9月議会	条例改正
10月より	周知
令和7年4月	料金改定

9. 総合体育館の改修工事進捗状況 URL

下記の2次元バーコードで総合体育館の改修状況をご覧ください。



総合体育館改修工事進捗状況